

## 第 9 号議案

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の  
件

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次の  
ように制定する。

令和 2 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例  
神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 43 年 1 月条例第 43 号）  
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例によ  
り実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の  
規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は  
通勤による災害に係る補償について適用する。

理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）の  
施行に伴い、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は, 改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(補償基礎額)

第5条 この条例で「補償基礎額」とは, 次の各号に定める職員の区分に応じ, 当該各号に掲げる額とする。

(1)～(3) 略

---

---

---

2, 3 略

(4) 給料を支給される職員 法第2条第4項に  
規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額